

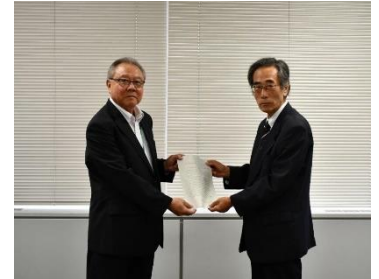


社会教育委員だより No.33

令和5年9月1日 山北町社会教育委員会議
(山北町教育委員会生涯学習課内)

以前には庭の木々に留まって騒がしい程に鳴いていたセミが、ここ数年は連日の酷暑のためか鳴りを潜めているようです。今年の夏も体温を上回る猛暑が続き、憂慮すべき地球の温暖化を肌で感じる毎日となりました。

今年度に入り5月31日(水)に山北町教育委員会から社会教育委員会に対し諮問がありました。



民俗文化財の保護・継承について

民俗文化財とは 衣食住・生業・信仰・年中行事などに関する風俗習慣、民俗芸能などの無形民俗文化財やそれに用いられる衣服・器具・家屋・その他の有形民俗文化財で国民の生活の推移の理解に欠くことのできないもの。

今回の諮問は令和4年11月30日に「山北のお峰入り」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことが契機となり、町内の各地区で伝承されている民俗芸能を含めた貴重な民俗文化財について、その現況や今後のあり方等について調査・研究することを求められているものと考えます。

山北町に限らず全国の各地には長い伝統に裏付けされた多種多様な民俗芸能があり、それは単に五穀豊穡への感謝や娯楽のみならず、その地域で生きる人々の共同体意識の高揚などの様々な目的を持った行事として受け継がれてきたものと考えられます。

今、地域の民俗芸能等の保護・継承が難しい状況にあると言われています。もう何年も前から指摘されている少子化・高齢化・過疎化という社会状況に加え、最近のコロナ禍のような想定外の事態もあり、特に過疎化が進む地域においては伝統的な行事そのものの伝承が危ぶまれている地域もあるようです。

社会教育委員会議では上記のような状況も踏まえ、民俗文化財の保護・継承について様々な視点から調査・研究に取り組んでいきたいと考えています。

【町内の指定民俗文化財一覧】

種 別	名 称	指定年月日
国指定重要無形民俗文化財	山北のお峰入り	昭和56年1月21日
県指定無形民俗文化財	世附の百万遍念仏	昭和53年6月23日
県指定無形民俗文化財	室生神社の流鏝馬	平成7年2月14日
町指定無形文化財	川村囃子(山北)	昭和50年7月17日
町指定無形文化財	川村囃子(岸)	昭和50年7月17日
町指定無形文化財	白簾神社祭り囃子	平成16年11月25日

<裏面もご覧ください>



民俗文化財

衣食住、信仰、年中行事等に関する風俗や習慣、芸能などを後世へ伝えていくため、国や県、市町村が民俗文化財として指定をしています。山北町には国指定1つ、県指定2つ、町指定3つの民俗文化財があります。

国指定

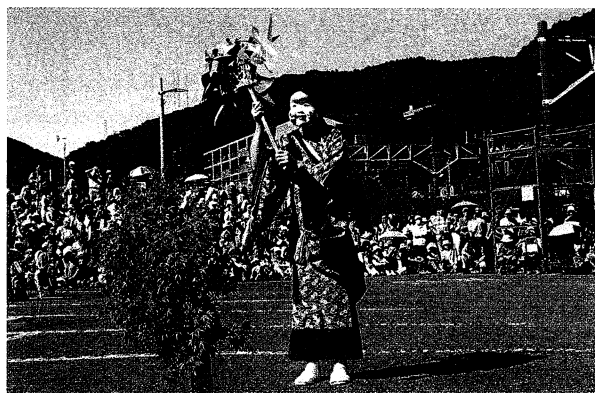


ユネスコ無形文化遺産

山北のお峰入り

重要無形民俗文化財

2022年（令和4年）、風流踊（広く親しまれている盆踊りや小歌踊り、ねんぶつ踊り、たいこ踊り、太鼓踊りなど、各地の歴史や風土に応じてさまざまな形で伝わってきた民俗芸能）の1つとして「ユネスコ無形文化遺産」に登録されたよ。



みそぎ



かしえおど
鹿枝踊り



ぼうおど
棒踊り



しゅぎょうおど
修行踊り

共和地区に古くから伝わる民俗芸能です。

「お峰入り」とは山中で修行を行う修験道のことを意味し、共和地区を含む丹沢山城が古くから修行の場となっており、修験道の儀礼が芸能化したものと考えられています。また、南北朝時代に後醍醐天皇の皇子、宗良親王が河村城に難を逃れた時から始まったという伝承もあり、笛・太鼓の調べや歌詞は万葉の時代を感じさせます。

天狗・獅子・おかめ・山伏・太鼓・笛などの役を80名ほどの男性が演じ、演技は8種類11演目あります。

歌や踊りはすべて口伝で传承されています。近年では高齢化が進み、居住者も減少する中で、保存会を中心に、地域一体となり、5年ごとに传承公演を行っています。

「ユネスコ無形文化遺産」とは、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）に登録された土地の歴史や生活習慣などと密接にかかわっている芸能や伝統工芸技術などの、形のない文化遺産のことです。これまでに日本では、歌舞伎や雅楽、和食などが登録されています。